

地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会傍聴要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会運営要綱（平成 29 年 月 日制定。以下「運営要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けることができる。

（傍聴券等の交付）

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

（傍聴券）

第 4 条 傍聴券は、会議開催時刻の 30 分前から、所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

（傍聴人の入場）

第 5 条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。

（傍聴券等の提示）

第 6 条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

（傍聴券等の返還）

第 7 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

（傍聴人の定員）

第 8 条 傍聴人の定員は、会議の都度、会場の広さを勘案して委員長が定める。

2 委員長は、傍聴人が前項の規定による定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことができる。

（傍聴席に入ることができない者）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者

- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか会議を妨害し、又は他に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、運営要綱第3条の規定により会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。